

## 大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由と内容

個人番号を利用する事務及び当該事務において利用する特定個人情報を追加することから、条例を改正する。

### 2 新旧対照表

新			旧		
大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例			大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
平成27年9月30日 条例第59号			平成27年9月30日 条例第59号		
第1条から第4条まで (略) 別表 (第3条関係)			第1条から第4条まで (略) 別表 (第3条関係)		
項	事務	特定個人情報	項	事務	特定個人情報
1 から 38 まで (略)			1 から 38 まで (略)		
39	<u>心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害</u>	《 新設 》		

新		旧
	<p><u>者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		